

平成27年度第1回太田市指定管理者候補者審査委員会
議事録

- 日時 平成27年10月8日(木) 午前9時30分
- 場所 太田市役所 10階 政策推進会議室
- 出席者 委員長 清水計男
委員 竹沢悦男、木村早苗、茂木真和、倉嶋慶秀、
長島榮一、久保田義美
事務局 野口事務局長、吉田次長、大澤課長補佐、
遠坂係長代理、藤本主事補
- 所管課
- (1) 福祉こども部(児童施設課)
齋藤部長、堀越副部長、荒木課長、高柳係長、大野主任
 - (2) 福祉こども部(福祉事業課)
齋藤部長、堀越副部長、佐藤課長、碓氷係長

事業者

- (1) 太田市毛里田小放課後児童クラブ(公募施設)
 - ・毛里田小放課後児童クラブ保護者会
 - ・特定非営利活動法人 Sアカデミー
- (2) 太田市新田ななくさ地域活動支援センター(公募施設)
 - ・社会福祉法人 新田愛和会

1. 開会(野口事務局長)

定刻になりましたので、只今より平成27年度第1回太田市指定管理者候補者審査委員会を開会いたします。本日は大変お忙しいところご出席いただきありがとうございます。本年度より事務局長を努めさせていただきます総務部副部長の野口と申します。よろしく願いいたします。本日は、公募2件の審査をお願いしたいと思います。長時間の審査となりますが、よろしく願いいたします。それでは、はじめに清水委員長からごあいさつをいただきたいと思ひます。

2. 挨拶(清水委員長)

みなさんおはようございます。大変お忙しいところありがとうございます。本年度は公募による2件の施設です。太田市毛里田小放課後児童クラブは、現在指定を受けている毛里田小放課後児童クラブ保護者会と特定非営利活動法人Sアカデミーの応募がありました。太田市新田ななくさ地域活動支援センターは、継続を希望する社会福祉法人新田愛和会の応募がありました。良い施設運営につながるよう、ぜ

ひ慎重な審理をしていただきたいと思います。本日は、よろしく願いいたします。

3. 新事務局職員紹介

野口事務局長、遠坂係長代理、藤本主事補

4. 審査事項（議長：清水委員長）

（1）太田市毛里田小放課後児童クラブ（公募施設）

《施設の概要調書等に基づき、福祉こども部児童施設課による説明》

【主な質疑】

Q：放課後児童クラブでは、施設外での防犯対策や指導は行っていますか。

A：防災・防犯マニュアルを作成し配布しています。防犯教室を行う団体を招き、教室を行っています。

Q：指定管理期間が5年間であるが、3年間等の施設もあるなかで、こういった根拠で期間の設定をしていますか。

A：運営団体における従業員の雇用の安定性を考慮し、判断しています。太田市内の放課後児童クラブは5年で統一していく方針です。

Q：毛里田地区には、指定管理の施設がもう一つあるが、その施設と指定期間を合わせるといった考え方はありませんか。

A：本年度から、毛里田児童館は直営になったため、毛里田地区における児童クラブで指定管理を受けているのは、毛里田小放課後児童クラブのみです。

Q：放課後児童クラブは定着したと言える制度であるが、同時に運営のマンネリ化への心配も考えられます。所管課として、対策等を行っていますか。

A：3年に1度、定期監査を行い、経営・運営状況、指導員の状況を監査しています。1年に1度行われる次年度の補助金説明会の中で、本審査会での意見等を伝え、適切な運営がおこなわれるよう指導していきます。

Q：6,000円という利用料金は、保護者が運営している放課後児童クラブのなかでは、どのような位置づけになりますか。

A：6,000円は安い部類に入ります。保護者会の運営する放課後児童クラブの料金は、5,000円から8,000円程度です。条例では、放課後児童クラブの利用料金は5,000円から15,000円の範囲と規定されています。

Q：毛里田小では放課後児童クラブとプラッツの棲み分けはどのようにされていますか。

すか。現在問題は生じていますか。

A：棲み分けは特にありません。プラッツは児童クラブに入れなかった児童や、一人親家庭や兄弟がいる児童が入っています。特に問題は生じていません。

Q：単年度では約100万円の赤字であるが、約300万円の繰越金によって補填されています。委託する側として、繰越金をどのように考えていますか。また、指定期間が終了し、管理団体が変わった場合、繰越金はどうしますか。

A：繰越金の取扱いは課題があると認識しています。委託する側としては、1ヶ月分の運営費程度の繰越金が望ましいと考えていますが、建物の修繕等の財源にもなるため、一概に減らしてくださいとはなりません。しかし、必要最低限の繰越金となるよう、バランスのとれた収支に基づく運営を行うよう指導を行っていきたいと考えています。

Q：収支計画に関して、収入が平成27年度と平成28年度で、大きく変わっているが、根拠は何ですか。

A：平成28年度に関しては、前年度繰越金が入っていないため、その差だと考えます。

【主な意見】

- ・「未然に防ぐ」という観点を意識し、防犯対策を行ってほしい。
- ・放課後児童クラブは施設数が多いが、定期監査だけでなく、施設に足を運び運営団体と積極的にコミュニケーションを取ってほしい。
- ・民間の事業者にも影響があるため、指定管理については、ホームページ上での公表だけでなく、同地域の同種事業者には直接説明する機会を設けてほしい。

《事業計画書等に基づき、毛里田小放課後児童クラブ保護者会による説明》

【主な質疑】

Q：会長の任期は1年ですか。会長後は、顧問をやるという制度ですか。

A：会長の任期は1年です。会長後に顧問に就任するという規定はありませんが、基本的に、会長は2年程度、顧問に就任しています。

Q：支援員の研修等の機会はありますか。

A：支援員の人数が少ない中で運営を行っているため、全員で研修に行くということはありません。しかし、研修の案内が来た場合、行ける場合は行くという状況です。また、1年に一度は救命講習等を受けています。

Q：お弁当は外部への発注ですか。

A：長期休暇中に外部発注しています。

Q：人件費削減のための方策等ありますか。

A：保護者会が中心となって、運営企画等行うことです。しかし、土曜保育の利用者数によって人件費は増減します。

Q：昨年単年度では赤字ですが、繰越金を含めて、運営について、どう考えていますか。

A：施設が新しくなることで、諸経費がどの程度かかるか未知数だったため、節約して多めに繰越しました。多めに繰り越した資金を子どもたちに還元しようと、単年度では赤字になりつつも、行事費として使用した結果です。

Q：申請書は、どなたが書かれましたか。

A：役員を中心に、支援員、過去の会長等が書きました。

Q：優先度は低学年からですか。例えば、1年生と6年生の兄弟である場合、6年生の児童は入れないということはありませんか。

A：定員の関係もあるため、年度によってはあります。基本的には、低学年から受け入れるという方針です。

Q：バス遠足以外に行事はありますか。

A：ハロウィンや読み聞かせ教室等、年間を通して行事を行っています。

Q：現在の放課後児童クラブで、自慢や特徴はありますか。

A：保護者が主体となり、年間を通して様々な行事を行っています。今年度は、支援員が学習面にも力を入れています。

Q：他の放課後児童クラブの活動を知る機会がありますか。

A：毛里田児童館の児童クラブとの交流があります。

Q：利用料6,000円をどう考えますか。

A：保護者としては、ありがたいという認識です。

Q：プラッツや放課後児童クラブを含めて、太田市の子育て支援について保護者としてどう思いますか。

A：働く保護者としては、ありがたいという認識です。子どもを預ける場も増えて
いますし、働きやすい環境であると思います。

《事業計画書等に基づき、特定非営利活動法人 Sアカデミーによる説明》

【主な質疑】

Q：本年度から子ども子育て支援制度が始まり、学童保育に対しても様々な方針が
示されているが、放課後児童指導員の資格に対する指導はどのように行います
か。指定期間の最初から、有資格者は配置されますか。

A：当初は主たる指導員のみ資格を取得すると思うが、5年以内に全指導員が、資
格を取得することを約束します。したがって、開始時に放課後児童指導員の有
資格者は配置されます。

Q：アドバイザーが伊勢崎で経営している児童クラブは、どのような運営形態で
すか。

A：民設民営で、伊勢崎市からの請負という形で運営しています。伊勢崎市から委
託料をいただいています。

Q：アドバイザーは指定管理者の指定を受けた後も、組織運営に関わりますか。ア
ドバイザーは有償での活動ですか。

A：関わります。有償で活動します。

Q：指定管理者の指定を受けた後、理事の方々は運営にどのように関わりますか。

A：理事長は、経営方針と資金面の責務を請け負います。理事は非常勤と考えてい
ますが、子どもたちにできるだけ関わっていきたくて考えております。お年寄
りと子どもたちの関係の架け橋になれるべく関わる予定です。

Q：アドバイザーが伊勢崎で経営している児童クラブが、指定管理の指定を受けた
際の運営の基礎となると思うが、申請書からこういった児童クラブにしていく
という方針がわからないので、説明してください。

A：地域で子どもを育てていこうという、地域のコミュニティを大切にしたい児童ク
ラブにしたいと考えています。

Q：年負担金の15,000円の具体的な用途は何ですか。

A：良質な指導員を設置するために、人件費に充てようと考えています。

Q：現在運営している事業者と比較し、人件費等、収支計画に不安がありますが、

こういった根拠で考えていますか。

A：伊勢崎市での活動を基準にしているため、少々、太田市での活動に合わない形になっているかもしれません。

Q：放課後児童クラブの運営は、様々な法人活動の中の一環であるという認識でよろしいですか。

A：その通りです。他の事業としては、群馬大学の学生との連携を考えています。

【審査】

- ・毛里田小放課後児童クラブ保護者会
－600点満点中505点（平均得点84.2点）
- ・特定非営利活動法人 Sアカデミー
－600点満点中345点（平均得点57.5点）
- ・両事業者ともに基準点（平均得点が50%以上）以上の得点
- ・挙手全員により、毛里田小放課後児童クラブ保護者会を指定管理者候補者とすることに決定

（2）太田市新田ななくさ地域活動支援センター（公募施設）

《施設の概要調書等に基づき、福祉こども部福祉事業課による説明》

【主な質疑】

Q：指定管理の指定期間中に法人名が変わっているが、問題はありませんか。例えば株式会社等へ変更になった場合も再度指定をし直す必要がありませんか。

A：契約時は、特定非営利活動法人愛和会であったが、本年度から社会福祉法人新田愛和会に法人名が変更になりました。団体としての同一性が認められる場合は、再度指定をし直す必要がありません。

Q：指定期間が3年であるが、根拠はありますか。

A：特に根拠はなく、前回の期間と同様3年としております。事業内容によって、指定期間が異なることはあり得ると考えています。

Q：貸借対照表では、正味財産が多く増加しているが、決算書の中で、収支と支出が一致しています。間違いはありませんか。

A：当該決算書は社会福祉法人新田愛和会による太田市新田ななくさ地域活動支援センターの運営における収支報告です。余剰分の指定管理料は返納しているた

め、1円単位で一致することになります。

Q：管理運営状況の評価において、管理運営体制がB評価となっている理由は何ですか。

A：所管課は、常勤職員の増員を求めているが、運営状況上、職員の増員が容易でなく、非常勤職員で対応しているという状況を鑑みての評価です。

Q：所管課は指定管理料を増額する方針ですか。

A：所管課として常勤職員の増員を求めている状況であり、実現のためには人件費の増額が見込まれるため、指定管理料の増額も視野に入れて考えています。

Q：修繕費が減額していますが、よろしいですか。

A：修繕費は、建物自体の修繕というより、自動車に関わる支出が大きな割合をしめているため、車検の時期等で増減します。

《事業計画書等に基づき、社会福祉法人新田愛和会による説明》

【主な質疑】

Q：利用者はどのように通っていますか。

A：自分で通う利用者と家族の送迎で通う利用者が合わせて7名います。7名以外は送迎バスを利用して通っています。

Q：太田市新田ななくさ地域活動支援センターを実際に運営してきている事業者として、利用者にとってどういったあり方であると考えますか。

A：日中活動がより有意義なものになるように、自分の力を発揮できる場の提供であると考えます。教育機関や療育機関という考え方もありますが、日中過ごす場所という広い意味のあり方としてとらえています。

Q：所管課は常勤職員の増員を求めているが、人件費等との兼ね合いを含め、事業者としてどう考えていますか。

A：まず、最低限の常勤職員数の規定は満たしています。そのうえで、常勤職員を増員することについては、人件費の問題もありますが、人に関わる事業のため、一概に8時間勤務の職員を増やすことが良いというものではないと考えます。現在6時間勤務で働いている方は、勤務実態としては、家庭の事情等もあり6時間勤務になっているが、正規職員と遜色ない能力を有しています。

Q：事業計画の支出の中の人件費は太田市新田ななくさ地域活動支援センターの運営に係るもののみと考えるが、平成26年度の損益計算書のなかの全事業所とある人件費とのバランスがおかしいように思いますが、いかがですか。

A：太田市に対する報告の関係で、全事業所の中に、太田市新田ななくさ地域活動支援センターの分については、入っていません。

Q：社会福祉法人に移行した理由は何ですか。制度面で、監査等、制約が厳しくなりますが、従業員の理解は得られていますか。

A：今後の事業展開を考慮した上での社会的な信用の点を考慮しての理由です。従業員に対しての理解は得られています。

【審査】

- ・ 社会福祉法人 新田愛和会
 - － 600点満点中505点（平均得点84.2点）
- ・ 基準点（平均得点が50%以上）以上の得点
- ・ 挙手全員により、社会福祉法人 新田愛和会を指定管理者候補者とすることに決定

5 その他

- ・ 審査報告書の作成は事務局で作成し、委員長から市長に報告
- ・ 市長へ報告後、報告書の写しを委員へ送付

6 閉会（野口事務局長）